

スマートシティ青森推進協議会規約

(名称)

第1条 本組織は、スマートシティ青森推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、行政、企業・団体、学術機関等の多様な主体が連携し、デジタル技術等を活用したまちづくり（以下「スマートシティ」という。）を実現することにより、青森市民の生活の質の向上や地域の持続的な発展を目指すとともに、青森市が抱える社会課題の解決や新たな価値・サービスの創出を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) スマートシティの実現に向けたサービスの検討に関すること。
- (2) 会員相互の情報交換に関すること。
- (3) 調査研究、人材育成、広報・機運醸成に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する、行政、企業・団体、学術機関等（以下「会員」という。）で組織する。

- 2 協議会の組織に関する最高議決機関として役員会を置く。
- 3 協議会の円滑な運営のため、運営委員会を置く。
- 4 協議会の業務の適正な執行のため、事務局を置く。

(会員)

第5条 協議会の会員に関する事項は、運営委員会が別に定める。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 1名以上
- 2 会長は青森市長をもって充てる。
 - 3 副会長、理事及び監事は会長が指名する。
 - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。
 - 5 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員役割)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにその職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会に出席し、会務運営に参画する。
- (4) 監事は、会計及び業務を監査し、その結果を役員会に報告する。

(役員会)

第8条 第4条第2項の役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 本規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する承認
- (3) その他協議会の組織に関する重要事項に関する事

3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

4 役員会は、役員過半数の出席をもって成立し、出席者過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、会長が議決に加わる権利を行使しこれを決する。

5 役員会は、会長が必要と認める場合は、役員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(運営委員会の構成)

第9条 第4条第3項の運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員は、協議会の会員から会長が指名する。

3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

4 運営委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員職務)

第10条 運営委員職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、その会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、その会務の円滑な運営に参画する。

2 委員長は、運営委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、次の事項を審議し、又は決定する。

- (1) 役員会の付議事項の審議並びに役員会への上程に関する事
- (2) 協議会の運営方針及び運営に関する事

- (3) 事業計画及び予算の設定又は変更に関すること
 - (4) ワーキンググループの設置に関すること
 - (5) その他協議会の運営に関する重要事項に関すること
- 2 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が議決に加わる権利を行使しこれを決する。
 - 4 運営委員会は、委員長が必要と認める場合は、運営委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、青森市企画部 DX 推進課に置く。

- 2 事務局は、役員会及び運営委員会の定める規定等に基づき、次の業務を担う。
 - (1) 会員の入退会に関する承認及び管理
 - (2) 役員会、運営委員会及びワーキンググループの運営に関する事務
 - (3) 会計処理及び予算執行に関する事務
 - (4) 協議会活動の広報及び情報発信
 - (5) その他協議会の円滑な運営に必要な業務

(ワーキンググループ)

第13条 協議会は、協議会の具体的な取組の検討又は実施のため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置及び運営に関する事項は、運営委員会が別に定める。

(アーキテクト)

第14条 協議会に、アーキテクトを置くことができる。

- 2 アーキテクトは、会長が任命する。
- 3 アーキテクトは、第2条の目的を達成するため、専門的な指導及び助言を行う。
- 4 アーキテクトの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期満了後においても、後任者が任命されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第16条 協議会の活動を行うために必要な経費に充てるため、運営委員会の決定に基づき、会費等を定めることができる。

- 2 協議会の会計処理は、事務局の所属する団体が定める規定等に準ずるものとする。

(秘密保持)

第17条 会員は、協議会において知り得た活動内容及び他の会員に関する一切の事項を、無

断で第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 本条の規定は、会員が退会し、又は協議会が解散した後もその効力を有する。

(知的財産)

第18条 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等をいう。以下同じ。）については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等は、当該会員に帰属する。

(2) 新たに生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、事前に協議のうえ明確にする。

(3) サービスの実証又は実装において取得したデータは、匿名化等必要な措置を講じた上で、協議会の目的達成に資する範囲で利活用できる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会設立の日（令和8年1月19日）から施行する。

2 協議会の設立当初の事業年度は、第15条の規定に関わらず、設立日から令和8年3月31日までとする。

3 第9条第2項の規定に関わらず、協議会設立当初の運営委員は、協議会の目的に賛同し、参画を予定する者の中から会長が指名する。